

## 保証制度のポイント

# ぐるり瀬戸内活性化保証(せとうち保証)

### 1 保証対象者

県内に事業所を有し、保証対象業種を営む下記のすべての要件を満たす  
中小企業者

↑  
**ココをチェック!!**

通常の保証料率より0.1%  
優遇されています

### 2 資格要件

- (1)せとうちDMOが運営するメンバーシップ制度の会員であること
- (2)一般社団法人せとうち観光推進機構による推薦を受けていること

### 3 保証限度額

5,000万円以内

### 4 資金用途

運転資金・設備資金

↑  
**ココをチェック!!**

瀬戸内観光の活性化に資する  
資金に限られます

### 5 保証期間

10年(据置期間 1年以内含む)以内  
ただし、一括返済の場合は1年以内

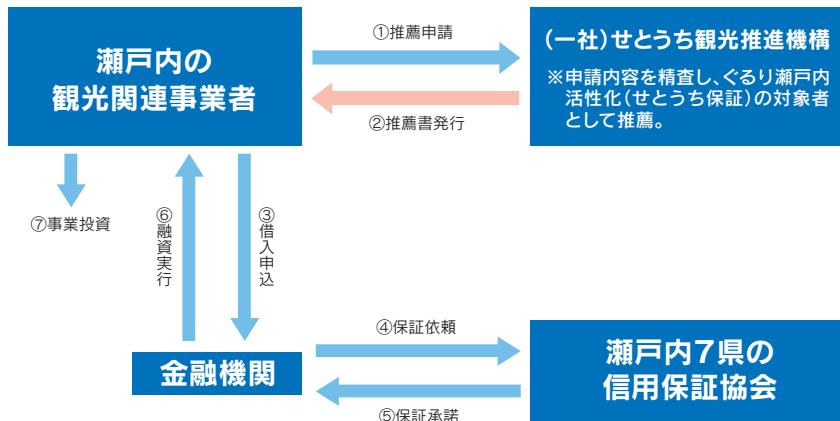
### 6 その他

※瀬戸内7県の信用保証協会(兵庫県・岡山県・広島県・山口県・香川県・徳島県・愛媛県)がせとうちDMOの取組に協調し、平成29年5月1日から取扱いを開始しました。

※「せとうちDMO」とは、瀬戸内エリア全体の観光地を活性化させて、地域全体を一体的にマネジメントしていく組織のことをいいます。

※「せとうちDMO」は、一般社団法人せとうち観光推進機構と株式会社瀬戸内ブランドコーポレーションを中心に構成されており、瀬戸内ブランドの確立と瀬戸内地域の価値の最大化を図るために、瀬戸内が有する様々な観光資源を最大限活用し、様々な関係者とともに、持続可能な観光地経営に取り組んでいます。

## 〈ぐるり瀬戸内活性化保証(せとうち保証)に係る事務処理フロー〉



### 【推薦願の様式】

|  |  |
|--|--|
| 平成 年 月 日   |  |
| <b>推 薦 願</b>   |  |
| 一般社団法人せとうち観光推進機構 御中  |  |
| 住所<br>会員名<br>代表者名  |  |
| _____  |  |
| 今般金融機関より下記資金を借り受けたるにあたり、ぐるり庵内活性化保証制度を活用したく、申します。   |  |
| 記  |  |
| 1. 借入申込額   |  |
| 円也   |  |
| 2. 資金用途（該当する項目に○をして下さい）  |  |
| <p><input checked="" type="checkbox"/> ① 賃貸料の支拂</p> <p><input type="checkbox"/> ② インバウンド観光客のサービスに対するための事業拡大や設備強化等のインバウンド対応費</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 新たな観光サービスや商品の販売に取り組む等、新規事業の創出・事業化を図るために必要な資金</p> <p><input type="checkbox"/> ④ 他方ある用戻しの対応・商品のブランド化や販路拡大に取り組む等、既存事業の成長を図るために必要な資金</p> |  |
| 以 上  |  |
| _____  |  |
| <b>推 薦 書</b>   |  |
| ___ 信宿開設協議会 御中 ___   |  |
| 広島市中区基町10 10番3号  |  |
| 一般社団法人せとうち観光推進機構 <input checked="" type="checkbox"/>   |  |
| 上記は、ぐるり庵内活性化保証制度に適合する資金の申請であり、推薦します。   |  |
| 以 上  |  |
| _____  |  |
| 特記事項（申請者の事業概要等）  |  |
| _____  |  |
| (注)本推薦書の発行日から3ヶ月以内に信用保証協会に対して、ぐるり庵内活性化保証制度の申込みを行うことが必要です。  |  |

(注) 本推薦書の発行日から3ヶ月以内に信用保証協会に申込みを行う必要があります。